

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成24年6月5日

新潟県監査委員 山田 修
新潟県監査委員 石上 和男

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市江南区稲葉一丁目 5番12号
県・新潟市を考える会 会長 吉村 美二

2 請求の要旨

以下の議員は、平成22年度政務調査費の収支報告書等に記載した中に、調査研究費や会議費で違法や不当利得があったので新潟県財政に合計263,352円の損失を与えた。

(1) 富樫一成議員

収支報告書等において、目的の名称がなく、ただ、調査研究に係る駐車場代、タクシ一代、宿泊費となっており、充当額の合計95,300円は認められないから不当利得である。

(2) 榆井辰雄議員

収支報告書に添付されている調査研究費に係るガソリン代の請求書元帳（請求締日平成22年4月20日、支払予定日平成22年4月30日）の写しの中にある平成22年3月23日の3,131円と平成22年3月27日の9,521円の合計金額12,652円は平成21年度分であり、違法である。

(3) 市村孝一元議員

会議費155,400円の領収書の日付が平成23年6月30日であり、平成22年度の収支報告書等には記載できないから違法である。

上記(1)から(3)のとおり、違法や不当利得をした議員の各金額の合計263,352円を新潟県知事泉田裕彦が返還を請求することを求める。

3 請求の受理

本件請求のうち、榆井辰雄議員及び市村孝一元議員に係る請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成24年3月30日をもってこれを受理した。

なお、富樫一成議員に係る請求については、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、政務調査費の支出が目的から逸脱した違法なものであるという具体的説明がなされていると認めるることはできないため、監査の対象とはしなかった（この点、当県と同様の規定をしている地方公共団体の政務調査費に関する条例について、平成21年12月17日付け最高裁判所第一小法廷判決は、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。）。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年4月11日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を平成24年5月9日に設ける旨を文書で通知したところ、平成24年4月21日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査委員の除斥

本件監査は、法第199条の2の規定により、沢野修監査委員及び岩村良一監査委員を除斥して行った。

第4 監査の実施

1 監査の対象

政務調査費の支出が違法、不当であったかどうかを判断するためには、判断基準が必要である。政務調査費は、法第100条第14項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また、同条第15項で「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。したがって、判断基準は、議会において規定されるべきものであり、県議会は、新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）のほか、新潟県政務調査費の交付に関

する規程（平成13年新潟県議会規程第1号。以下「規程」という。）を定めている。更にその運用指針として「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）を作成している。

以上より、本件監査を行うに当たっては、条例、規程及び手引並びに請求人の主張等を踏まえ、以下のとおり監査を実施することとした。

(1) 榆井辰雄議員について

支出の原因となる債務の発生時点は平成21年度であるが、支払は平成22年度に行われたものについて、平成22年度の政務調査費を充当できるのか確認することとした。

(2) 市村孝一元議員について

条例第10条の規定によれば、議員は、領収書等の写しを添付した上で収支報告書を年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならないとされており、事実関係等を確認することとした。

2 監査の対象機関

議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 政務調査費の概要

① 交付対象及び交付額

ア 交付対象（条例第1条・第2条）

政務調査費は、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員に対し交付される。

イ 交付額（条例第3条・第4条）

(ア) 会派（所属議員1人当たり） 月額 66,000円

(イ) 議員 月額 264,000円

② 交付事務手続の流れ

ア 会派の届出（条例第5条）

(ア) 会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、議長に会派結成届を提出しなければならない。

(イ) 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

イ 知事への通知（条例第6条）

(ア) 議長は、政務調査費の交付を受ける会派及び議員について、毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

(イ) 年度の中途において会派又は議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

ウ 交付決定（条例第7条）

知事は、議長から条例第6条による通知を受けたときは、政務調査費の交付決定（変更交付決定）を行い、会派及び議員に通知しなければならない。

エ 請求及び交付（条例第8条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、毎月15日までに当該月分の政務調査費を知事に請求する。

(イ) 知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

オ 収支報告書の提出（条例第10条・規程第5条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、政務調査費の収支報告書を年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(イ) 会派が消滅した場合及び議員が任期満了等により議員でなくなった場合は、その日の翌日から起算して60日以内に提出しなければならない。

(ウ) 議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付する。

カ 残余金の返還（条例第12条）

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、返還しなければならない。

キ 収支報告書の閲覧（条例第13条・規程第7条）

収支報告書は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、文書保管室の閲覧コーナーで閲覧することができる。

(2) 政務調査費の使途基準等

① 使途基準

ア 政務調査費の使途（条例第9条）

会派及び議員は、政務調査費を使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

(ア) 会派分（別表第1）

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は例示

(イ) 議員分（別表第2）

項目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は例示

② 運用指針

政務調査費の支出については規程別表に定める使途基準に従い使用されなければならないが、具体的な使途については、これまで全国都道府県議会議長会から提出された「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（平成13年8月20日）（以下「全国議長会の考え方」という。）を参考としていたところである。

新潟県議会では、平成19年2月議会において政務調査費の収支報告書に領収書の添付が義務付けられたことを機に、これまでの「全国議長会の考え方」を基本として、適正執行に当たっての使途基準の具体的内容や運用の指針などを取りまとめた手引を作成し、平成19年度分から政務調査費を支出するに当たっての参考（拠り所）としているところである。

③ 「政務調査費の手引」

ア 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考（拠り所）とするもの

イ 作成者

新潟県議会（各会派の代表者13人から構成された「新潟県政務調査協議会」で協議して取りまとめた。）

ウ 作成年月日

平成19年10月（平成22年6月一部改訂）

エ 手引の主な記載内容

（ア）制度の概要

交付対象、交付額、交付上の諸手続

（イ）使途基準

具体的な内容を会派分、議員分別に項目ごとに例示

（ウ）使途基準の運用指針

支出する際の原則、政務調査費から支出できない経費の具体例を例示

（エ）収支報告

収支報告書の作成、提出、証拠書類の整理保管、収支報告書の閲覧

（オ）資料集

関係例規、各種様式及び記載例

④ 議会事務局における収支報告書等の審査方法

ア 議会事務局においては、収支報告書及び領収書等の添付書類について審査を行い、規程別表に定める使途基準及び手引に合致した支出であるかを確認している。

イ また、報告内容の確認は、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に係るものであることを直接議員との面談により確認している。

（3）各議員に関する事項

① 榆井辰雄議員について

支出の年度所属区分については、条例等に規定がないことから、同一案件について重複して計上しない限り、支出した議員の従前の整理状況を踏まえ、3月の使用分について翌年度に請求があるものは、支払日に該当する年度で整理することも、使用日に該当する年度で整理することも可能とされている。

② 市村孝一元議員について

当該経費について、収支報告書の訂正の届出があり、平成24年5月18日に残余額を返還済みである。

2 判断

以上の事実関係の確認に基づき、本件請求に対し次のとおり判断する。

（1）榆井辰雄議員について

政務調査費の支出の年度所属区分については、当県のように明確な定めを欠く場合、「政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務調査費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される。地方自治法その他の関係法令に、そのような取扱いを禁止する定めがないからである。」（平成22年11月5日付け東京高等裁判所判決）とされており、当該支出が違法又は不当なものとはいはず、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

（2）市村孝一元議員について

領収書の記載によれば、県政報告会の開催日は平成23年3月27日であるものの、支払は、収支報告書の

提出期限後に行われていることが認められる。しかしながら、収支報告書の訂正の届出及び残余額の返還がなされていることから、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

第6 県議会に対する要望

当県議会は、条例により収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付け、手引の作成を行うなど、政務調査費の適正化、透明化に向けて努力を重ねてきたところであるが、今後は、政務調査費制度の事務処理においても一層の適正執行が図られるよう努められたい。